

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第42類</p> <p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03 項及び第43.04 項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの<u>並びに手袋、ミトン及びミット</u>を除く。）</p> <p>(c)~(m) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第42.03 項において衣類及び衣類附属品には、<u>手袋、ミトン及びミット</u>（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第91.13 項参照）を含む。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第42類</p> <p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03 項及び第43.04 項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの<u>及び手袋</u>を除く。）</p> <p>(c)~(m) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第42.03 項において衣類及び衣類附属品には、<u>手袋</u>（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第91.13 項参照）を含む。 (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>42.02 旅行用バッグ、<u>断熱加工された飲食料用バッグ</u>、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、パレカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 (省 略) これらの容器には、硬いもの若しくは硬い基体をいたしたもの又は柔らかく<u>て</u>基体がないものがある。 (省 略) 一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙(基体は木材、金属等)で被覆したものに限る。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具<u>及び</u>宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。 (省 略) 「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器(特に一個以上の宝石を収納するための形状及び適合性を有し、通常、紡織用繊維により裏張りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。蝶番又は留め金具が付いているかいかないか問わない。)も含まれる。 <u>「断熱加工された飲食料用バッグ」には、輸送中又は一時的な保管の際に、食品や飲料の温度を維持するために使われる、再利用出来る断熱加工されたバッグを含む。</u> この項には、次の物品を含まない。 (a) この類の注2(A)(a)に掲げてあるような買物袋(2つのプラスチックの表層に、多泡性のプラスチックの層を内側にはさみ込んで作られたバッグを含む。)で、長期にわたって使用するよう作られていないもの。(39.23) (b) (省 略) (次葉へ)</p>	<p>42.02 旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれ入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、パレカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 (省 略) これらの容器には、硬いもの若しくは硬い基体をいたしたもの又は柔らかい<u>もの</u>若しくは基体がないものがある。 (省 略) 一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙(基体は木材、金属等)で被覆したものに限る。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キーケース、シガーケース、パイプケース、工具<u>又は</u>宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。 (省 略) 「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器(特に一個以上の宝石を収納するための形状及び適合性を有し、通常、紡織用繊維により裏張りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。蝶番又は留め金具が付いているかいかないか問わない。)も含まれる。 (新 設) この項には、次の物品を含まない。 (a) この類の注2(A)(a)に掲げてあるような買物袋(39.23) (b) (省 略) (次葉へ)</p>	

	新	旧	
42.02	<p>(前葉より)</p> <p>(c) 容器の性格は有しているが、この項に列記されている物品に類似していない物品（例えば、ブックカバー、<u>読書用のカバー</u>、ファイルカバー、<u>書類用のカバー</u>、プロッティングパッド、写真用フレーム、砂糖菓子の箱、パイプたばこ用のつぼ、灰皿又は陶磁製若しくはガラス製等のびん類で、全部又は大部分が革、プラスチックシート等で被覆されたもの）。このような物品は、革又はコンポジションレザーで製造され又は被覆されている場合は42.05 項に属し、その他の材料で製造され又は被覆されている場合には他の類に属する。</p> <p>(d)~(h) (省 略) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(c) 容器の性格は有しているが、この項に列記されている物品に類似していない物品（例えば、ブックカバー、<u>読書用ジャケット</u>、ファイルカバー、<u>文書用ジャケット</u>、プロッティングパッド、写真用フレーム、砂糖菓子の箱、パイプたばこ用のつぼ、灰皿又は陶磁製若しくはガラス製等のびん類で、全部又は大部分が革、プラスチックシート等で被覆されたもの）。このような物品は、革又はコンポジションレザーで製造され又は被覆されている場合は42.05 項に属し、その他の材料で製造され又は被覆されている場合には他の類に属する。</p> <p>(d)~(h) (省 略) (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
42.03	<p>衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） (省略)</p> <p>この項には、革製又はコンポジションレザー製のすべての衣類及び衣類附属品（下記に特に除外するものを除く。）を含む。したがって、コート、オーバーコート、<u>手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）</u>、エプロン、袖類その他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革、肩帯、ネクタイ及び腕輪を含む。</p> <p>この項には、切断により得られた革のストリップで、一方の端が先細りになつており、明らかにベルトを作るために使用されると認められるものを含む。</p> <p>革と毛皮又は革と人造毛皮で作られた<u>手袋、ミトン及びミット</u>は、すべてこの項に属する。</p> <p><u>手袋、ミトン及びミット</u>の場合を除き、毛皮若しくは人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミング程度以上に使用したもの）は、43.03 項又は43.04 項に属する。</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(f) (省略)</p> <p>(g) 95類の物品（例えば、クリケット、ホッケー等に使用するすね当てなどのスポーツの必要品及びフェンシング用のマスク又は胸当てなどのスポーツ用の防御用具。ただし、革製の運動用衣類及び<u>運動用グローブ、ミトン及びミット</u>は、この項に属する。）</p> <p>(h) (省略) (省略)</p>	<p>衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） (省略)</p> <p>この項には、革製又はコンポジションレザー製のすべての衣類及び衣類附属品（下記に特に除外するものを除く。）を含む。したがって、コート、オーバーコート、<u>手袋（運動用のものを含む。）</u>、エプロン、袖類その他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革、肩帯、ネクタイ及び腕輪を含む。</p> <p>この項には、切断により得られた革のストリップで、一方の端が先細りになつており、明らかにベルトを作るために使用されると認められるものを含む。</p> <p>革と毛皮又は革と人造毛皮で作られた<u>手袋</u>は、すべてこの項に属する。</p> <p><u>手袋</u>の場合を除き、毛皮若しくは人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミング程度以上に使用したもの）は、43.03 項又は43.04 項に属する。</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(f) (省略)</p> <p>(g) 95類の物品（例えば、クリケット、ホッケー等に使用するすね当てなどのスポーツの必要品及びフェンシング用のマスク又は胸当てなどのスポーツ用の防御用具。ただし、革製の運動用衣類及び<u>運動用グローブ</u>は、この項に属する。）</p> <p>(h) (省略) (省略)</p>	

	新	旧	備 考
42.05	<p>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品 (省略)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>手荷物用のラベル、かみそり用革砥、靴ひも、小荷物運搬用ハンドル、トランク、スーツケース等のコーナー補強材、詰物をしていないブフケース（詰物をしたものは、94.04 項に属する。）一般用のひも（42.01 項又は42.04 項の物品を除く。）、子供用又は大人用の馬具、長尺の革製のウェルト、革製のマット（42.01 項に属するくら敷きを含まない。）、ブックカバー、プロッティングパッド、革製又はやぎ皮製の水入れその他の容器（全部又は大部分を革若しくはコンポジションレザーで被覆したものを含む。）で42.02 項に掲げる物品に類似していないもの、腕輪の部分品、革で被覆したバックル、留め金その他これらに類するもの、かさ、パラソル又はつえ用のケース、ふさその他これらに類するもの、刀剣用のつかぶさ、シャモア仕上げをした革でふちをぎざぎざに切つたもの又は縫い合わせたもの（ただし、シャモア仕上げをした革で、例えば、ダスター用として特定の形に切つてないもの又はふちをぎざぎざに切つてないものは<u>41.14 項</u>に属する。）、鹿皮で被覆した爪磨ぎ、革製又はコンポジションレザー製の物品（例えば、衣類）用として特定の形状に切つた片で、他の項に該当しないもの。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品 (省略)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>手荷物用のラベル、かみそり用革砥、靴ひも、小荷物運搬用ハンドル、トランク、スーツケース等のコーナー補強材、詰物をしていないブフケース（詰物をしたものは、94.04 項に属する。）一般用のひも（42.01 項又は42.04 項の物品を除く。）、子供用又は大人用の馬具、長尺の革製のウェルト、革製のマット（42.01 項に属するくら敷きを含まない。）、ブックカバー、プロッティングパッド、革製又はやぎ皮製の水入れその他の容器（全部又は大部分を革若しくはコンポジションレザーで被覆したものを含む。）で42.02 項に掲げる物品に類似していないもの、腕輪の部分品、革で被覆したバックル、留め金その他これらに類するもの、かさ、パラソル又はつえ用のケース、ふさその他これらに類するもの、刀剣用のつかぶさ、シャモア仕上げをした革でふちをぎざぎざに切つたもの又は縫い合わせたもの（ただし、シャモア仕上げをした革で、例えば、ダスター用として特定の形に切つてないもの又はふちをぎざぎざに切つてないものは<u>41.08 項</u>に属する。）、鹿皮で被覆した爪磨ぎ、革製又はコンポジションレザー製の物品（例えば、衣類）用として特定の形状に切つた片で、他の項に該当しないもの。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p>(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、<u>ミトン及びミット</u>（第42.03 項参照）</p> <p>(d)～(f) (省 略)</p> <p>3～5 (省 略) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p>(c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋（第42.03 項参照）</p> <p>(d)～(f) (省 略)</p> <p>3～5 (省 略) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01 項から第41.03 項までの原皮を除く。） (省 略) (削 除)</p> <p>(省 略) (削 除)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、41.01 項から41.03 項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獸皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。</p> <p>(a) <u>牛(水牛を含む。)</u> (すなわち、01.02 項の動物。当該項の解説参照) (b)~(h) (省 略) (省 略)</p>	<p>43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01 項から第41.03 項までの原皮を除く。） (省 略)</p> <p><u>4301.20 - うさぎのもの (全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</u> (省 略)</p> <p><u>4301.40 - ピーバーのもの (全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</u></p> <p><u>4301.50 - マスクラットのもの (全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</u> (省 略)</p> <p>この項には、41.01 項から41.03 項までに属する次の動物から製造した物品を除き、毛が付いている獸皮でなめし又は仕上げてない物品を含む。</p> <p>(a) <u>牛(すなわち、01.02 項の動物。当該項の解説参照)</u> (b)~(h) (省 略) (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
43.02	<p>なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全形のもの(組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) <p>(省 略) (削 除) (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) なめし又は仕上げた毛皮又はその部分(ドロップスキンを含む。)を、縫い合わせにより、他の材料を加えることなく通常長方形(正方形を含む。)、台形又は十字形に組み合わせたもの 「ドロップファースキン」は、毛皮をV形又はW形のストリップに切つたうえ、これを再び元の順につなぎ合わせて得られた毛皮で、原形より長いが幅が狭くなっている。</p> <p>(省 略)</p>	<p>なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全形のもの(組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。) <p>(省 略)</p> <p><u>4302.12 - - うさぎのもの</u></p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) なめし又は仕上げた毛皮又はその部分(ドロップスキンを含む。)を、縫い合わせにより、他の材料を加えることなく通常長方形(正方形を含む。)、台形又は十字形に組み合わせたもの 「ドロップファースキン」は、毛皮をV形又はW形のストリップに切つたうえ、これを再び元の順につなぎ合わせて得られた毛皮で、原形より長いが狭くなっている。</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>43.03 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省略) <u>(b) 革と毛皮で作られた手袋、ミトン及びミット(42.03)</u> (全部が毛皮製のものは、この項に含まれる。) (c)~(e) (省略)</p>	<p>43.03 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省略) <u>(b) 革と毛皮で作られた手袋(42.03)</u> (全部が毛皮製のものは、この項に含まれる。) (c)~(e) (省略)</p>	